

一部事務組合下北医療センター

平成22年度承認

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

平成26年度フォローアップ用計画

公的資金補償金免除繰上償還について

国は、深刻な地域経済の低迷という事態を踏まえて、補償金を支払うことなく地方債の繰上償還を認める措置を講じた。これは、高金利の地方債（公営企業の場合は企業債）に係る公債費負担の軽減を目的として、総人件費の削減や行政改革の実施等を徹底し、行財政改革を行うことを前提に公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定する地方公共団体が対象となる。

医療センターでは平成 19 年度に、この制度の承認を受けて繰上償還を行っているが、要件に将来負担比率が加わり、対象となる企業債の範囲が拡大されて、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間延長されることとなった。

これに伴い、新たに対象となった企業債の公的資金補償金免除繰上償還について、平成 22 年 9 月 24 日に健全化計画を国に提出し、同年 12 月 17 日付けで当該健全化計画及び繰上償還の承認を受けている。

1. 繰上償還の概要

地方財政法附則第 33 条の 9 の規定に基づき、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で、平成 4 年 5 月 31 日までに借入した旧資金運用部資金等、又は、平成 5 年 8 月 31 日までに借入した旧公営企業金融公庫資金のうち年利 5% 以上のものについて、公営企業経営健全化計画を策定し、その内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認める場合において、繰上償還を行うことができる。

なお、従来の公的資金の繰上償還においては、借用証書の特約条項に定める補償金を支払わなければならないが、当該繰上償還については補償金が免除される。

従って、当該繰上償還により、高利率な地方債の残債を繰上償還し、低利率の民間資金に借り換えることで、公債費負担は相当程度の軽減となる。

2. 経費節減効果額の見込み

繰上償還を実施しない場合、平成 23 年度から平成 33 年度までの間に総額で約 566 百万円の利息を支払わなければならないが、繰上償還を行い低利率の民間資金に借り換えることで、支払利息の総額は約 56 百万円に抑えられ、これにより約 510 百万円の公債費の負担軽減が図られるものと見込まれる。

【参考】繰上償還の実施時期及び借換による利息の軽減額の見込み

(単位：円)

事業名	繰上償還年度	借換前の償還額			借換後の償還額			借換時の端数	利息軽減額の見込
		未償還元金	利息	利率	元金	利息	利率		
平成2年 むつ総合病院外来 診療棟整備事業	22	200,294,321	77,752,219	6.70%	200,200,000	10,551,844	1.002%	94,321	67,200,375
平成3年 むつ総合病院外来 診療棟整備事業	24	1,189,222,662	334,470,372	5.50%	1,189,200,000	31,287,131	0.553%	22,662	303,183,241
平成3年 大間病院 移転新築事業	24	527,300,275	148,303,877	5.50%	527,300,000	13,873,002	0.553%	275	134,430,875
平成3年 むつ総合病院 医師住宅整備事業	24	44,819,796	5,721,852	5.50%	44,800,000	555,831	0.550%	19,796	5,166,021
計	—	1,961,637,054	566,248,320	—	1,961,500,000	56,267,808	—	137,054	509,980,512